

少年事件における被害者配慮制度の運用状況  
及び原則検察官送致対象事件の概況  
- 平成28年1月から12月まで -

## 1 はじめに

本資料は、平成28年1月から12月までの1年間における被害者配慮制度の運用状況及び原則検察官送致対象事件の概況を取りまとめたものである。

参考として、一部の表を除き、過去5年分（平成24年から平成28年まで）のデータを掲載した。

なお、本資料の数値は、当局の実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 2 本資料上の注意

- (1) 本資料において、被害者配慮制度とは、少年法（以下「法」という。）に定められた、①被害者等による記録の閲覧及び謄写（法第5条の2）、②被害者等の申出による意見の聴取（法第9条の2）、③一定の重大事件の被害者等による少年審判傍聴（法第22条の4）、④被害者等に対する審判状況の説明（法第22条の6）及び⑤被害者等に対する審判結果の通知（法第31条の2）をいう。
- (2) 本資料において、原則検察官送致対象事件とは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの（法第20条第2項）をいう。
- (3) 各項目別割合は、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。
- (4) 令和2年8月、表紙、「1 はじめに」及び図表の表記等を変更した。

## 目 次

1	被害者配慮制度の運用状況について	1
(1)	被害者等による記録の閲覧及び謄写	1
	表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況	
(2)	被害者等の申出による意見の聴取	2
	表2 意見聴取の運用状況	
	図1 聴取方法の内訳（平成24年1月から平成28年12月までの累計）	
(3)	一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴	3
	表3 審判傍聴の運用状況	
	図2 非行別傍聴実施件数（平成24年1月から平成28年12月までの累計）	
(4)	被害者等に対する審判状況の説明	5
	表4 審判状況の説明の運用状況	
(5)	被害者等に対する審判結果の通知	6
	表5 審判結果通知の運用状況	
2	原則検察官送致対象事件の概況について	7
	表6 原則検察官送致対象事件の終局処分別歴年比較	
	図3 原則検察官送致対象事件の終局処分別構成比 （平成24年1月から平成28年12月までの累計）	
	表7 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成28年）	
	表8 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較 （平成24年1月から平成28年12月までの累計）	
	図4 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別構成比 （平成24年1月から平成28年12月までの累計）	

# 1 被害者配慮制度の運用状況について

## (1) 被害者等による記録の閲覧及び謄写

表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況

年次	申出人数	許可		不許可人数	理由			取下げ
		人数	比率(%)		申出資格外	審判不開始	その他	
平成24年	1,264	1,236	97.8	14	1	7	6	14
25年	1,261	1,234	97.9	16	0	4	12	11
26年	1,055	1,042	98.8	7	3	0	5	6
27年	1,137	1,111	97.7	8	0	1	3	18
<b>28年</b>	<b>1,080</b>	<b>1,051</b>	<b>97.3</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>21</b>
5年累計	5,797	5,674	97.9	53	5	15	30	70

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

## (2) 被害者等の申出による意見の聴取

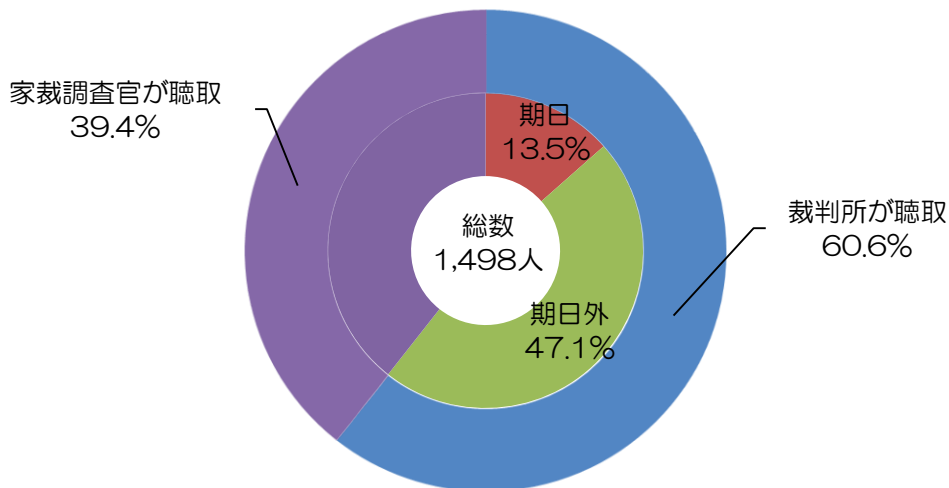
表2 意見聴取の運用状況

年次	申出人数	実施		裁判所が聴取		家裁調査官が聴取	聴取せず
		人数	比率(%)	期日	期日外		
平成24年	401	380	94.8	65	177	138	21
25年	343	327	95.3	62	138	127	16
26年	270	264	97.8	25	140	99	6
27年	315	301	95.6	21	157	123	14
<b>28年</b>	<b>244</b>	<b>226</b>	<b>92.6</b>	<b>29</b>	<b>94</b>	<b>103</b>	<b>18</b>
5年累計	1,573	1,498	95.2	202	706	590	75

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

図1 聴取方法の内訳（平成24年1月から平成28年12月までの累計）



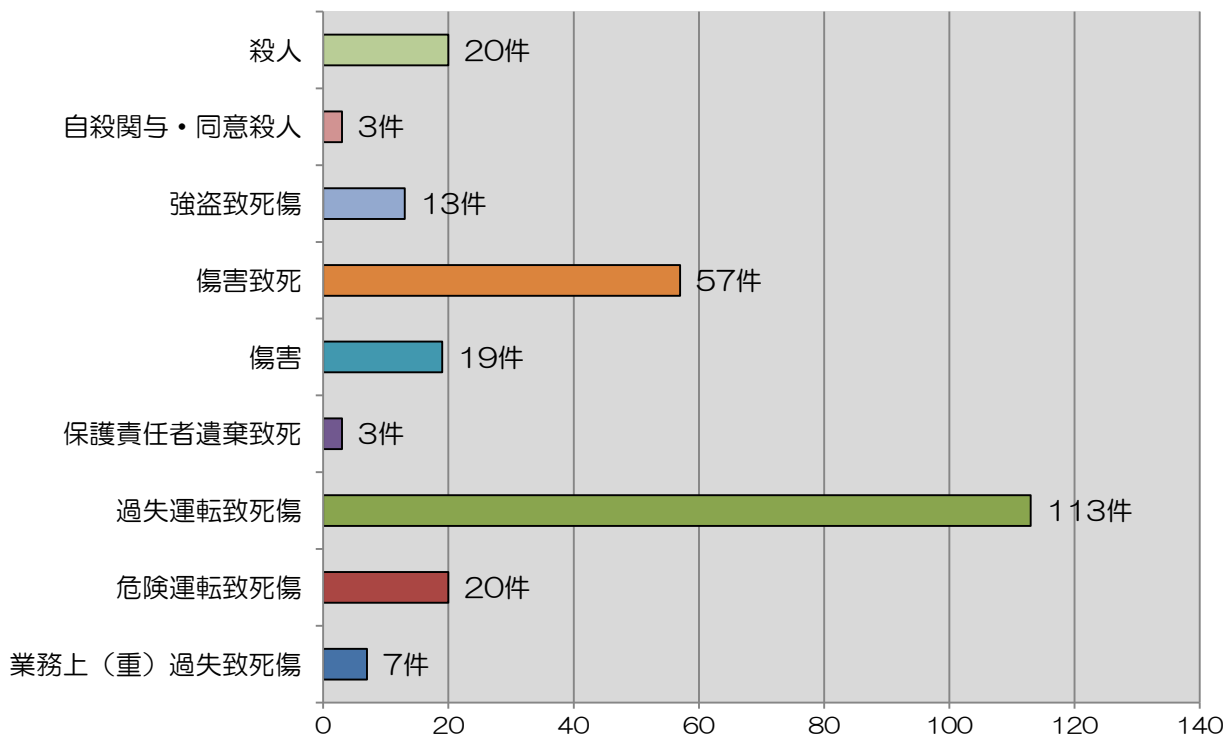
### (3) 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴

表3 審判傍聴の運用状況

年次	傍聴対象 事件数	申出のあった 事件数 (申出人数)	傍聴が許可されたもの	
			事件数 (人数)	比率(%) (人数比)
平成24年	132	70 (93)	59 (78)	84.3 (83.9)
25年	97	73 (92)	64 (82)	87.7 (89.1)
26年	91	68 (92)	59 (79)	86.8 (85.9)
27年	74	51 (72)	45 (65)	88.2 (90.3)
<b>28年</b>	<b>74</b>	<b>41</b> <b>(90)</b>	<b>34</b> <b>(67)</b>	<b>82.9</b> <b>(74.4)</b>
5年累計	468	303 (439)	261 (371)	86.1 (84.5)

- (注) 1 「傍聴対象事件数」には、致傷事件のうち、生命に重大な危険が生じたとして被害者等から申出がされたが、裁判所が傍聴対象事件として取り扱わなかったものを含む。
- 2 「申出のあった事件数(申出人数)」には、申出を取り下げたものを含む。
- 3 「比率(%) (人数比)」は、「申出のあった事件数(申出人数)」に対するものである。
- 4 1件の事件につき、複数の被害者等から申出があった場合は、1人でも許可されれば、許可されたものとして集計している。

図2 非行別傍聴実施件数（平成24年1月から平成28年12月までの累計）



- (注) 1 許可された被害者等が傍聴しない場合があるため、許可件数と実施件数は一致しないことがある。
- 2 「過失運転致死傷」には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱及び無免許運転により加重された罪に係る非行のほか、自動車運転過失致死傷を含む。
- 3 「殺人」及び「自殺関与・同意殺人」には、未遂を含む。

#### (4) 被害者等に対する審判状況の説明

表4 審判状況の説明の運用状況

年次	申出人数	実施した人数				実施しなかった人数				取下げ
		人数	比率(%)	方法			理由			
				口頭	書面		申出資格外	審判不開始	その他	
平成24年	613	592	96.6	17	576	20	4	11	5	1
25年	655	633	96.6	30	603	12	1	10	1	10
26年	553	545	98.6	24	525	5	0	2	3	3
27年	514	505	98.2	22	491	3	0	2	1	6
<b>28年</b>	<b>362</b>	<b>340</b>	<b>93.9</b>	<b>9</b>	<b>344</b>	<b>22</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>13</b>	<b>0</b>
5年累計	2,697	2,615	97.0	102	2,539	62	5	34	23	20

- (注) 1 「申出人数」は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。  
 2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。  
 3 「口頭」又は「書面」には、口頭及び書面により説明した場合を含む。  
 4 実施しなかった理由の「その他」には、被害者等が審判を傍聴した結果、別途、審判状況を説明する必要がなくなったと判断された場合等が含まれている。



## (5) 被害者等に対する審判結果の通知

表5 審判結果通知の運用状況

年次	申出人数	実施	
		人数	比率(%)
平成24年	1,435	1,424	99.2
25年	1,440	1,438	99.9
26年	1,269	1,266	99.8
27年	1,100	1,090	99.1
<b>28年</b>	<b>991</b>	<b>982</b>	<b>99.1</b>
5年累計	6,235	6,200	99.4

(注) 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

## 2 原則検察官送致対象事件の概況について

表6 原則検察官送致対象事件の終局処分別歴年比較

年次	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
		人 員	比 率 (%)	総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 立 支 援 致	第 1 種 (中 等) 少 年 院 送 致	第 2 種 (特 別) 少 年 院 送 致	第 3 種 (医 療) 少 年 院 送 致			
平成24年	30	19	63.3	11	1	0	8	0	2	0	0	0
25年	37	25	67.6	12	0	0	12	0	0	0	0	0
26年	34	26	76.5	7	1	0	5	0	1	0	1	0
27年	32	20	62.5	12	2	0	9	0	1	0	0	0
28年	24	15	62.5	9	0	0	8	0	1	0	0	0
5年累計	157	105	66.9	51	4	0	42	0	5	0	1	0

(注) 1 法第55条の規定により地裁から移送された少年を除く。

2 「比率(%)」は、総数に対するものである。

3 平成27年6月施行の少年院法により、従来の初等及び中等少年院は第1種少年院に、特別少年院は第2種少年院に、医療少年院は第3種少年院にそれぞれ名称が変更された(なお、原則検察官送致対象事件で初等少年院送致となった人員は0人である。)。以下の図又は表において同じ。

図3 原則検察官送致対象事件の終局処分別構成比  
(平成24年1月から平成28年12月までの累計)

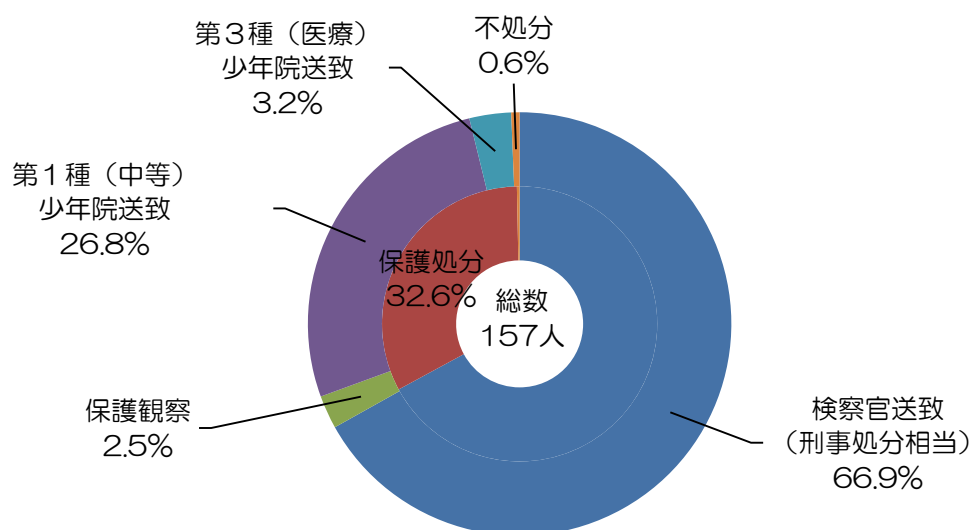


表7 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較（平成28年）

非 行	総 数	検 察 官 送 致 （ 刑 事 処 分 相 当 ）	保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 致	施 設 等 送 致	第 少 年 1 院 送 致	第 少 年 2 院 送 致			
総 数	24	15	9	0	0	8	0	1	0	0	0
殺 人	10	4	6	0	0	5	0	1	0	0	0
傷 害 致 死	9	6	3	0	0	3	0	0	0	0	0
危 険 運 転 致 死	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1 法第55条の規定により地裁から移送された少年を除く。

2 非行名は認定罪名による。また、幫助犯を含む。

3 該当がない非行については、記載していない。

表8 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別比較

(平成24年1月から平成28年12月までの累計)

非 行	総 数	検(刑 事 処 分 相 当) 送 致	保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児施 童設 自立 等送 援致	第少 1年 種(中 等)送 致	第少 2年 種(特 別)送 致	第少 3年 種(医 療)送 致			
総 数	157	105	51	4	0	42	0	5	0	1	0
殺 人	50	26	24	2	0	17	0	5	0	0	0
強盗殺人	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死	6	2	4	0	0	4	0	0	0	0	0
傷害致死	69	48	20	2	0	18	0	0	0	1	0
保護責任者 遺棄致死	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0
危険運転 致死	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 法第55条の規定により地裁から移送された少年を除く。

2 非行名は認定罪名による。また、幫助犯を含む。

3 該当がない非行については、記載していない。

図4 原則検察官送致対象事件の非行別終局処分別構成比

(平成24年1月から平成28年12月までの累計)

